



発行 東京都

目次

48

規則

○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……(都市整備局市街地建築部調整課)……

告示

○平成二十年東京都告示第四百四十三号(東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部改正……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第八十四号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条の表以外の部分中「(イ)欄の各項」を「(い)欄」に、「同表(ロ)欄の当該各項」を「同表(ろ)欄」に改め、「階のもの」の下に「(ただし、前項に規定するものを除く。)」を、「時期は、」の下に「当該建築物に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降で」を加え、「同表(ハ)欄」

の各項」を「同表(ハ)欄」に改め、同条の表一の項中「又は主階が一階以外の階にあるもので一階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの」を削り、同表五の項中「第十九条第一項の」を「第百十五条の三第一号に掲げる」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十二条第一項の規定に基づき令第十六条第一項各号に定める建築物に係る規則第五条第一項の規定により定める報告の時期は、次の表の(イ)欄に掲げる用途ごとに、当該建築物に係る法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(ロ)欄に掲げるとおりとする。

四	三	二	一	用途	
				(イ)	(ロ)
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)(又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号(以下この表において「告示」という。))第一第二項第二号から第九号までに掲げるものに限る。)	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以内のものを除く。)	旅館又はホテル	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	報告の時期	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで。
				用途	毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
				報告の時期	昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで。
				用途	ただし、床面積の合計が三千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
				報告の時期	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで

<p>五 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）</p>	<p>昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで</p>
<p>六 展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店</p>	<p>昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで</p>
<p>七 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）</p>	<p>昭和六十年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで</p>

第十一條第一項中「前条に定める」を削り、同條第四項中「前条に定める」を「法第十二條第一項の規定により報告の対象となる」に、「法第十二條第一項」を「同項」に改め、「（前条）」の下に「第一項の表二の項から七の項まで及び同條第二項」を加える。

第十二條の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同條第一項中「の規定により指定する昇降機及び昇降機以外の建築設備」を「に規定する特定建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）のうち、同項の規定に基づき指定するもの」に改め、同項ただし書及び第一号から第三号までを削り、同條第四号中「第十条の表に掲げる用途に供する」を「法第十二條第一項の規定により報告の対象となる」に改め、同号口中「非常用の昇降機の乗降ロビーに設ける令第二百二十九條の十三の三第三項第二号の」を「令第二百二十九條の十三の三第三項に規定する構造を有する非常用エレベーターの昇降路若しくは乗降ロビーに設ける」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 第十条第二項に規定する建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）  
第十二條第二項を削る。

第十三條の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、「定期報告」の下に「の時期等」を加え、同條第一項中「法第十二條第三項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により行う前条第一項各号に掲げる昇降機及び建築設備又は同條第二項各号に掲げる昇降機等（以下「建築設備等」と総称する。）」を「法第十二條第三項の規定により報告の対象となる特定建築設備等及び令第三百三十八條の三に規定する昇降機等（以下「報告対象特定建築設備等」という。）」に改め、同條第二項中「規則第六條第一項の規定により」を「法第十二條第三項の規定により報告の対象となる特定建築設備等に係る規則第六條第一項の規定により」に改め、「前条第一項各号に掲げる昇降機及び建築設備にあつては」を削り、「昇降機又は建築設備」を「特定建築設備等」に、「若しくは」を「又は」に改め、同條第三項中「前条第二項各号に掲げる」を「令第三百三十八條の三に規定する」に、「第六條第一項」を「第六條の二の二第一項」に、「一年」と、「一年」とに改め、同條第四項中「第九項に」を「報告対象特定建築設備等について、第九項に」に、「建築設備等に係る」を「場合における」に、「若しくは」を「又は」に、「第九項」を「第九項」に改め、「第六條第一項」の下に「及び第六條の二の二第一項」を加え、同條第七項中「前条に定める建築設備等」を「報告対象特定建築設備等」に、「当該建築設備等」を「当該報告対象特定建築設備等」に、「前条第二項各号に掲げる」を「令第三百三十八條の三に規定する」に、「建築設備等廃止・使用休止届」を「特定建築設備等廃止・使用休止届」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築物の全部を除却することに伴い、除却した建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、別記第四号様式の二による建築物除却届を知事に届け出た場合はこの限りではない。

第十三條第八項中「建築設備等」を「報告対象特定建築設備等」に改め、同條第九項中「届出をした建築設備等」を「届出をした報告対象特定建築設備等」に、「建築設備等再使用届」を「特定建築設備等再使用届」に改め、「第四項」の下に「又は第六條の二の二第三項及び第四項」を加える。

第十三條の二中「又は第六條第三項」を「第六條第三項又は第六條の二の二第三項」に改める。

第十三條の三第一項第一号中「第十条の表の一の項、二の項及び十三の項に規定する」を「第十条の規定による報告の時期が毎年となる」に改め、同項第二号中「第十二條第一項第四号」を「第十二條第一号」に、「同條第二項第二号及び第三号」を「令第三百三十八條第二項第二号及び第三号」に改め、同條第二項中「第三十六号の二の五様

式」を「第三十六号の三様式」に、「第三十六号の三の二様式、第三十六号の三の四様式及び第三十六号の四の二様式」を「第三十六号の五様式、第三十六号の七様式、第三十六号の九様式及び第三十六号の十一様式」に改める。

「**画**」中「資格等」や「資格」は、**画**「登記簿四号様式一」中「資格等」や「資格」は、

「建築基準適合判定資格者  
登録調査資格者講習を修了した者」  
第 第 号 号  
第 第 号 号

「特定建築物調査員」  
第 第 号 号

「除く」や「除く。」は**画**中  
第 第 号 号

「換気設備 排煙設備 非常用照明装置 給水設備・排水設備」  
「防火設備 換気設備 排煙設備 非常用照明装置 給水設備・排水設備」  
は

「**画**」中  
「**画**」中

「**【**ハ 建築設備の検査**】**」  
実施 ( ) 年 月 日報告) 未実施  
**【**ニ 昇降機等の検査**】**」  
実施 ( ) 年 月 日報告) 未実施

「**【**ハ 防火設備の検査**】**」  
実施 ( ) 年 月 日報告) 未実施  
**【**ニ 建築設備の検査**】**」  
実施 ( ) 年 月 日報告) 未実施  
**【**ホ 昇降機等の検査**】**」  
実施 ( ) 年 月 日報告) 未実施

月に実施予定) 対象外  
月に実施予定) 対象外  
月に実施予定) 対象外

「**⑤** 3欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第4条の20第1項第2号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第67号）による改正前の規則第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を

修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

「**⑤** 3欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第6条の6に規定する特定建築物調査員である場合は、規則第6条の5に規定する特定建築物調査員資格証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。」

「なる場合」や「成る場合」は**画**中

「**⑧** 4欄は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」ワークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法（以下「法」という。）第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」ワークを入れ、その概要を記入してください。これらいずれにも該当しない場合においては、「適用なし」のチェックボックスに「レ」ワークを入れてください。」

「**⑨** 5欄は、当該建築物の換気設備が法第12条第3項に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）対象となっている場合は「換気設備」のチェックボックスに、排煙設備が定期検査対象となっている場合は「排煙設備」のチェックボックスに、非常用照明装置が定期検査対象となっている場合は「非常用照明装置」のチェックボックスに、給水設備・排水設備が定期検査対象となっている場合は「給水設備・排水設備」のチェックボックスに、それぞれ「レ」ワークを入れてください。」

「**⑧** 4欄は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」

のチェックボックスに、令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を検証した階を記入してください。建築基準法（以下「法」という。）第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等の認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。これらいずれにも該当しない場合においては、「適用なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 5欄は、当該建築物の防火設備が法第12条第3項に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）対象となつている場合は「防火設備」のチェックボックスに、換気設備が定期検査対象となつている場合は「排煙設備」のチェックボックスに、排煙設備が定期検査対象となつている場合は「非常用照明装置」のチェックボックスに、給水設備・排水設備が定期検査対象となつている場合は「給水設備・排水設備」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

「模様替え」や「模様替」は、

「③ 1欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となつていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ 1欄の「ハ」及び「ニ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。

⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」

「③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、検査を行つていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査の実施予定があるときは、実施予定年月日を記入してください。報告の対象となつていない場合には「対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

（画）  
図表、図表の  
線

「マークを入れ、法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合

を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる事項以外に、特に報告すべき事項がある場合には、「特記すべき事項」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。

⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる事項以外に、特に報告すべき事項がある場合には、「特記すべき事項」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

「、防火設備等の異常動作」は、

図表の  
線

前 回 報 告 年 月 日 号	建 築 物 ：	年 月 日	番 号
6 及 び	建 築 設 備 ：	年 月 日	番 号
	昇 降 機 等 ：	年 月 日	番 号

前 回 報 告 年 月 日 号	特 定 建 築 物 ：	年 月 日	番 号
6 及 び	防 火 設 備 ：	年 月 日	番 号
	建 築 設 備 ：	年 月 日	番 号
	昇 降 機 等 ：	年 月 日	番 号

「すべて」や「全て」は、

図表の  
線  
「再使用開始年月日」は、

図表の  
線  
「建築設備等」や「特定建築設備等」は、

前 回 報 告 年 月 日 号	建 築 設 備 ：	年 月 日	番 号
7 及 び	昇 降 機 等 ：	年 月 日	番 号

前 回 報 告 年 月 日 号	防火設備	年	月	日	番号
7 及 び 番 号	建築設備	年	月	日	番号
	昇降機等	年	月	日	番号

に

第二十一号様式(二)の二「建築設備等」及び「特定建築設備等」に

前 回 報 告 年 月 日 号	建築設備	年	月	日	番号
7 及 び 番 号	昇降機等	年	月	日	番号
8 再 使 用 報 告 年 月 日 号		年	月	日	

を

前 回 報 告 年 月 日 号	防火設備	年	月	日	番号
7 及 び 番 号	建築設備	年	月	日	番号
	昇降機等	年	月	日	番号
8 再 使 用 開 始 年 月 日 号		年	月	日	

に

「第4項」及び「第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項」に

第二十一号様式(三)の二

1	(1)建築物等の所在地	住居表示 (地名地番)
定期	(2)建築物の名称	
報告	(3)建築物の用途	
対象	(4)検査対象建築設備	
建築物等	(5)検査対象昇降機等	特殊建築物等
	(6)前 回 報 告 年 月 日 号	建築設備 昇降機等

を

1	(1)建築物等の所在地	住居表示 (地名地番)
定期	(2)建築物の名称	
報告	(3)建築物の用途	
対象	(4)検査対象防火設備	
建築物等	(5)検査対象建築設備	
	(6)検査対象昇降機等	特定建築物
	(7)前 回 報 告 年 月 日 号	防火設備 建築設備 昇降機等

に

第二十一号様式(四)

別記第二十四号様式(中)

報告種別	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機等
------	-------	------	------	------

を

報告種別	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機等
------	-------	------	------	------

に

改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)

附則第二条第四項の規定により読み替えて適用する同省令による改正後の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項に規定する平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間で特定行政庁が定める防火設備の報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 建築物（この規則による改正後の東京都建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第十条に規定するものに限る。）に設けられた防火設備

イ 新規則第十条の規定による報告の時期が毎年十一月一日から翌年の一月三十一日までとなる建築物に設けられた防火設備

最初の報告をこの規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までに一回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して一年を経過する日まで（前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して一年を経過する日まで）に一回とする。ただし、平成二十七年四月一日以降に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けた建築物に設けられた防火設備に係る報告については、新規則第十三条第二項の規定による。

ロ 新規則第十条の規定による報告の時期が三年ごととなる建築物に設けられた防火設備

新規則第十条第一項の表(ろ)欄又は第二項の表(は)欄に掲げる直近の報告の時期が属する年度内とする。ただし、平成二十七年四月一日以降に検査済証の交付を受けた建築物に設けられた防火設備に係る報告については、新規則第十条第一項の表(ろ)欄又は第二項の表(は)欄に掲げる直近の報告の時期が属する年度の末日が検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して二年を経過する日より前である場合は、当該交付を受けた日の翌日から起算して二年を経過する日までに一回とする。

二 病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物（前号で対象とするものを除く。）に設けられた防火設備

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に一回とし、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における報告は要しないものとする。ただし、平成二十八年四月一日以降に検査済証の交付を受けた建築物に設けられた防火設備については、当該交付を受けた日の翌日から起算して二年を経過する日までに一回とする。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第四号様式から第四号様式の三まで、第二十一号様式の二から第二十一号様式の二の三まで及び第二十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### 告示

#### ●東京都告示第七十一号

平成二十年東京都告示第四百四十三号（東京都建築基準法施行細則による調査の項目等）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

別表 四の款及び五の款中「第二百二十九条の二の二第一項」を「第二百二十九条の二第一項」に、「第二百二十九条の二第二項」を「第二百二十九条第一項」に改める。

別表 四の款(3)の項(は)の欄中「令第二百二十九条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項(は)の欄中「令第二百十五号の二の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項(は)の欄中「令第二百二十九条各項等」を「第二百二十八条の五各項等」に改め、同項(は)の欄中「令第二百二十九条又は」を「第二百二十八条の五又は」に改め、同項(は)の欄中「令第二百十五号の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項(は)の欄中「令第二百十五号の二の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項(は)の欄中「令第二百二十九条各項等」を「第二百二十八条の五各項等」に改め、同項(は)の欄中「第二百二十九条又は」を「第二百二十八条の五又は」に、「第二百二十九条第二項」を「第二百二十八条の五第二項」に改め、同項(は)の欄中「防火戸、シャッター」を「防火扉、防火シャッター」に改め、同項(は)の欄中「防火戸」を「常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）に、「防火戸の」を「常閉防火扉の」に、「戸の重量」を「扉の重量」に改め、同欄中「防火シャッター等」にあっては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する」を削り、同項(は)の欄中「防火戸の」

を「防火扉の」に改め、同項(ハ)の欄中「第三項第九号」を「第三項第十号」に改め、同項を同款(30)の項とし、同款(32)の項(イ)の欄中「本体」を「常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という。)の本体」に改め、同項(ハ)の欄中「防火設備の」を「常閉防火設備の」に改め、同項を同款(31)の項とし、同款(33)の項中「防火設備」を「常閉防火設備」に改め、同項を同款(32)の項とし、同款(34)の項(イ)の欄中「閉鎖」を「常閉防火設備の閉鎖」に改め、同項(ハ)の欄中「防火設備」を「常閉防火設備」に改め、同項を同款(33)の項とし、同款(35)の項中「常時閉鎖の防火戸」を「常閉防火扉」に改め、同項を同款(34)の項とし、同款中(36)の項から(47)の項までを(35)の項から(46)の項までとする。

別表 五の款(13)の項(ハ)の欄中「、第二百二十二条若しくは第二百二十三条」を「若しくは第二百二十二条」に、「」にあつては令第二百二十条並びに第二百二十三条第三項第一号、第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十一号を除き、「を」又は「に」に、「令第二百二十条並びに第二百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号」を、「令第二百二十条」に改め、同款(21)の項(ハ)の欄中「第一号、第九号」を「第一号、第二号、第十号」に、「第十一号を除き」を「第十二号を除き」に、「第一号、第二号、第九号及び第十一号」を「第一号から第三号まで、第十号及び第十二号」に改め、同款(22)の項(イ)の欄中「付室」を「階段室又は付室(以下「付室等」という。)」に改め、同項(ハ)の欄中「昭和四十四年建設省告示第七百二十八号の規定に適合しない」を「排煙設備が設置されてい

ない」に改め、同款(23)の項及び(24)の項中「付室」を「付室等」に改め、同款(25)の項(イ)の欄中「乗降ロビー」を「昇降路又は乗降ロビー(以下「乗降ロビー等」という。)」に改め、同項(ハ)の欄中「令第二百二十九条の十三の第三項の規定に適合しない」を「排煙設備が設置されていなく」に改め、同款(26)の項及び(27)の項中「乗降ロビー」を「乗降ロビー等」に改める。

別記様式その3中「令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準」を「一時避難耐火基準」及び「第129条各項等」を「第128条の5各項等」に

(34)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況
(35)	常時閉鎖の防火戸の固定の状況

(27)	防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)	区画に対応した防火設備の設置の状況
(28)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況
(29)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況
(30)		常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況
(31)		防火戸の開放方向
(32)		本体と枠の劣化及び損傷の状況
(33)		防火設備の閉鎖又は作動の状況

(27)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	区画に対応した防火設備の設置の状況
(28)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況
(29)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況
(30)		防火扉の開放方向
(31)		常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況
(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況
(33)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況
(34)		常閉防火扉の固定の状況
(36)	照明器具、懸垂物等	
(37)		
(38)		
(39)		

(40)	居室の採光及び換気
(41)	
(42)	
(43)	

(35)	照明器具、懸垂物等	
(36)		
(37)		
(38)		
(39)		
(40)		居室の採光及び換気
(41)		
(42)		

改める。  
別記様式その4中

(44)	石綿等を添加した建築材料
(45)	
(46)	
(47)	

(43)	石綿等を添加した建築材料
(44)	
(45)	
(46)	

付室の排煙設備の設置の状況	
---------------	--

付室の排煙設備の作動の状況	
付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	

付室等の排煙設備の設置の状況	
付室等の排煙設備の作動の状況	
付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	

改める。  
別記様式その5中

乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	
乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	
乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	

乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	
乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	
乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	

改める。

附則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

に

を

に

を

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
郵便番号 163-8001  
電話 〇三(五三三二二)一(代)

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

